

被災されたキャリアコンサルタントの皆様、

キャリアコンサルタントの登録を予定している皆様へ

令和6年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

本災害による被害の甚大さを鑑み、特定被災区域（※）に居住する方に係るキャリアコンサルタント登録制度に関する以下二つの期間のうち、令和6年1月1日から令和6年6月29日までに期限が到来するものについて、その期限を、令和6年6月30日まで延長することといたしました。

（※）特定被災区域とは、令和6年能登半島地震に際し、災害救助法を適用した市町村の区域をいいます。更新しうるため、内閣府防災情報のページ

（https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）を参照してください。

- 1 キャリアコンサルタント試験に合格した日から更新講習を受講せずに登録を行うことができる期間
- 2 キャリアコンサルタントの登録の有効期間（更新の申請可能期間は令和6年4月1日から令和6年5月31日までとなります。）

また、特定被災区域（※）に居住する方以外の方で、本災害により被害を受け、上記の期間の延長を希望する方におかれましては、延長を必要とする理由を記載した書面をキャリアコンサルティング協議会に提出することで、個別に期限の延長（最長で令和6年6月30日まで）を行うことといたしました。この場合においても、更新の申請については、延長後の有効期間満了日の90日前から30日前までの間に行わなければならないことにご留意ください。

手続の詳細、その他本災害に関するキャリアコンサルタント登録制度における特例措置に関する御質問等については、以下のお問合せ先までお尋ねください。

【お問合せ先】

特定非営利活動法人
キャリアコンサルティング協議会
TEL. 03-5402-5120